

日本泌尿器科学会 専門医認定更新管理委員会規則

制定 2017年4月20日

第1章 総 則

(名称)

第1条 この委員会は、日本泌尿器科学会専門医認定更新管理委員会（以下「委員会」という。）と称する。

第2章 目的および活動

(目的)

第2条 委員会は一般社団法人日本泌尿器科学会専門医制度審議会（以下「審議会」という。）のもとに、一般社団法人日本専門医機構（以下機構）の定める基準に則った日本専門医機構認定泌尿器科専門医（以下機構認定専門医）の認定及び更新に関する諸問題を担当する。

(活動)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 機構の定める基準に則り機構認定専門医認定及び更新に関わる作業を行う。
- (2) 機構の定める基準に則り専門医共通講習、領域講習の単位認定に関わる作業を行う。
- (3) その他、理事会、審議会あるいは委員会が必要と認めた事項。

第3章 構成および委員

(構成)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 日本泌尿器科学会の正会員のうちから若干名。
- (2) その他、委員会が必要と認める者。

(委員の選任)

第5条 委員は、審議会委員長が理事長と合議のうえ推薦し、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

2 委員は、日本専門医機構の役員改選後可及的速やかに、全委員の半数を改選する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、継続して2期を超えることはできない。

2 補充により選出された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第7条 委員会に、委員長を置く。委員長は、理事長が推薦し、理事会の議を経て理事長が任命する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長は、委員会における審議決定事項を審議会及び理事会に報告する。
- 4 委員会に、委員長の指名により、副委員長を置くことができる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

第4章 会議

(委員会の開催、議決)

第8条 委員会の開催は委員定数の3分の2以上の出席を必要とする。

ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。

2 議事は、出席した委員の過半数の同意によって決し、可否同数のときは、議長が決する。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

2 理事長並びに審議会委員長は、必要であれば委員会に参加し、意見を述べることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、日本泌尿器科学会事務局において処理する。

第5章 補則

(規則の変更)

第11条 本規則を変更する場合には、委員会及び審議会の議を経て、理事会の議決を得なければならぬ。

附則

(施行期日)

この規則は、2017年4月20日から適用する。